相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市肴町四番地、最後の住所岩手県八幡平市安比高原六〇五番地四九

被相続人　亡　高橋　智仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十日

岩手県八幡平市大更第一八地割一番地一高佐ビル一階　北岩手りんどう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中川　順平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市大東町摺沢字摺沢駅二九番地、最後の住所岩手県一関市大東町大原字有南田二番地一特別養護老人ホームやまぶき荘

被相続人　亡　加藤光治良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十日

岩手県一関市大手町三の四〇株式会社岩手日報社一関支社ビル五階　熊本賢吾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　熊本　賢吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県湯沢市杉沢字野々沢一一三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　松田伊一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十日

秋田県湯沢市字両神二二番地七

相続財産管理人　司法書士　伊藤　則行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都国立市谷保四一〇六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　七田　康之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十日

事務所東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　哲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区勝どき六丁目三番、最後の住所東京都中央区勝どき六丁目三番一一三七二〇号

被相続人　亡　馬場　清人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十日

事務所東京都港区虎ノ門二―三―二二第一秋山ビルディング七階ひかり総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　楠　慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県羽生市大字神戸一〇六九番地、最後の住所東京都足立区扇一丁目五二番二三号

足立区特別養護老人ホーム扇

被相続人　亡　田沼　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十日

事務所東京都千代田区六番町三番地一協和ビル六階Ｎ＆Ｓ法律知財事務所

相続財産管理人　弁護士　澁谷　和洋（登録姓　渋谷）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区成田東五丁目四一番地、最後の住所不詳

被相続人　亡　伊藤　敬夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十日

事務所東京都千代田区神田司町二丁目二番一二号神田司町ビル六階岡田・今西・山本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市豊科高家七九二番地一号、最後の住所長野県安曇野市豊科三八三八番地六

被相続人　亡　水谷　福良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十日

事務所長野県安曇野市豊科南穂高一二二八番地二斉藤ビル二〇一　安曇野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮澤　幸平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市新田町五丁目二番地、最後の住所岐阜県大垣市領家町二丁目九六番地二

被相続人　亡　村北　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十日

事務所岐阜県大垣市藤江町二丁目五九番地

相続財産管理人　弁護士　渡部　智也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡市葵区人宿町二丁目六番地六、最後の住所静岡市葵区人宿町二丁目六番地の六

被相続人　亡　杉原　五朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十日

静岡市葵区追手町二―二〇　ヤマムラビル追手町六階Ｃ号室

相続財産管理人　弁護士　青木惣一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県新宮市磐盾七番、最後の住所愛知県瀬戸市掛下町一丁目七四番地

被相続人　亡　久保　裕義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十日

名古屋市西区城西一丁目八番一六号杉浦ビル二階　相続財産管理人　鈴木　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市西京区松尾木ノ曽町三八番地の一八、最後の住所京都府亀岡市荒塚町二丁目九番三号

被相続人　亡　日髙　武二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十日

京都市中京区竹屋町通室町東入ル　浜垣法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浜垣　真也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区田中西浦町七〇番地、最後の住所京都市左京区田中南西浦町六番地の四

被相続人　亡　田中松代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十日

京都市左京区田中上古川町一二番地三

相続財産管理人　司法書士　西山起美恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所兵庫県明石市大観町八番一七号

被相続人　亡　秋村相文こと　宋　相文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十日

兵庫県明石市相生町一―二―三四佐藤ビル

相続財産管理人　三好登志行